

風致地区内における建築等の許可申請について

都市計画部都市計画課

都市計画法第58条第1項に基づく前橋市風致地区内における建築等の規制に関する条例により、前橋市内では下記のとおり、前橋市長の許可を受けなければなりません。

1 風致地区指定一覧

- (1) 厩^{きゅうじょう}城(93.1ha) (2) 敷島(181.05ha) (3) 橋^{たばなやま}山(47.1ha)

2 許可を要する行為

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築、又は移転
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石の類の採取
- (5) 水面の埋立て又は干拓
- (6) 建築物等の外装の色彩の変更
- (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

3 申請書類

(1) 建築物の建築の場合

○許可申請書(2部)

添付書類

- ① 行為内容書
- ② 植栽内容書
- ③ 土地証明(登記事項証明書など、写し可)
※申請者と土地所有者が異なる場合は土地使用承諾書を添付
※土地が売買になっている場合は売買契約書を添付、写し可
※地目が農地の場合は農地転用届の受理通知書を添付、写し可
- ④ 公図等(縮尺、転写場所、転写年月日及び転写者氏名を記入し押印)
- ⑤ 委任状(代行申請の場合に必要な、連絡先を記入)

添付図書

- ① 全体位置図(方位、風致地区全域及び行為地を明示、縮尺1/25,000以上)
- ② 位置図(方位及び地物を明示、縮尺1/2,500以上)
- ③ 状況カラー写真(行為地及び周辺の状況を明示)
- ④ 配置図(方位、境界線、道路及び建築物等を明示、縮尺1/300以上)
- ⑤ 平面図(間取り、室名及び求積表を明示、縮尺1/200以上)
- ⑥ 立面図(2面以上、材料の種類及び色彩を明示、縮尺1/200以上)
- ⑦ 植栽計画図(木竹の位置、樹種及び本数を明示、配置図と併用も可)

(2) その他の行為の場合

添付書類及び図書が異なります、ご相談ください。

4 許可の基準

(1) 建築物の建築の場合

- ① 建築物の高さ 15m以下(第一種低層住居専用地域は10m以下)
- ② 建ぺい率 10分の4以下(角地緩和なし)
- ③ 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離
道路に接する部分 2m以上
その他の部分 1m以上
- ④ 緑化率 敷地面積に対する緑化面積の割合 10分の1以上(算定方法は別紙)

(2) その他の行為の場合

前橋市風致地区内における建築等の規制に関する条例の規定によります。

5 その他

- (1) 申請は建築確認申請以前(同時も可)に申請してください。許可になるまでには標準で、受付日から7日(休日等を除く)かかります。
- (2) 許可になりましたら許可書を交付し、副本をお返しします。受取りには認印が必要です。
- (3) 許可書と副本は、完了届を届け出る際に必要な書類です。大切に保存してください。
- (4) 個人による申請の場合、申請者ご本人の署名があれば認印の押印は不要です。
法人による申請の場合は、代表者印の押印が必要です。
※署名とは、自らの氏名を手書き(自署)することをいいます。
- (5) 申請に関するお問い合わせは、景観・歴史まちづくり係まで

前橋市 都市計画部 都市計画課 景観・歴史まちづくり係
TEL 027-898-6974 (直通) FAX 027-221-2361
e-mail toshikeikaku@city.maebashi.gunma.jp